

指定研修について

想定される指定研修受講者(案)

■「特定行為に係る看護師の研修制度」(案)における研修内容等を検討するにあたって、以下のような指定研修受講者を想定して検討を行うこととしてはどうか。

※ただし、本制度において指定研修の受講者の要件を設定するものではない。

想定される指定研修受講者:

医療現場の状況によるため一律に示すことは難しいが、概ね3~5年の実務経験を有する看護師を想定した指定研修内容とする。

概ね3~5年の実務経験を有する看護師は、

- ・ 所属する職場において日常的に行う看護実践を、根拠に基づく知識と実践的経験を応用し、自律的に行うことができる者であり(看護実践能力)、
- ・ チーム医療の一員として十分に機能しており、キーパーソンとして機能するにはさらなる能力の向上を要する者(組織的役割遂行能力)

である。

<想定される指定研修受講者の検討過程における主なご意見>

- 認定看護師、専門看護師も経験年数5年、専門医も経験年数による基準が示されており、実務経験年数を示す方がよいのではないか。
- 経験年数による看護師の成熟度合いには地域差などの環境による差がある。
- 想定する経験年数は3~5年とし、定性的な表現としてはどうか。
- 看護師の継続教育などの指針となるラダーなどの表現を参考に、受講者像を定性的な表現で示してはどうか。
- 指定研修の理念と整合性のあるものとすべき。

指定研修の基本理念(案)

指定研修の基本理念:

指定研修は、看護師が、患者・国民や、医師その他の医療スタッフから期待される役割を十分に担うため、「チーム医療のキーパーソン」として、高度な臨床実践能力を発揮できるよう、実践と振り返りを繰り返しながら自己研鑽を継続する基盤を構築するものでなければならない。

なお、当該指定研修を修了した看護師は、特定行為と療養上の世話を合わせた高度な臨床実践能力を発揮することが期待されている。

・特定行為とは、医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ高度な専門知識及び技能をもって行う必要のある行為をいう。

※チーム医療の推進に関する検討会 報告書「チーム医療の推進について」（平成22年3月19日）において、看護師は「チーム医療のキーパーソン」として患者や医師その他の医療スタッフから寄せられる期待が大きいと指摘されている。

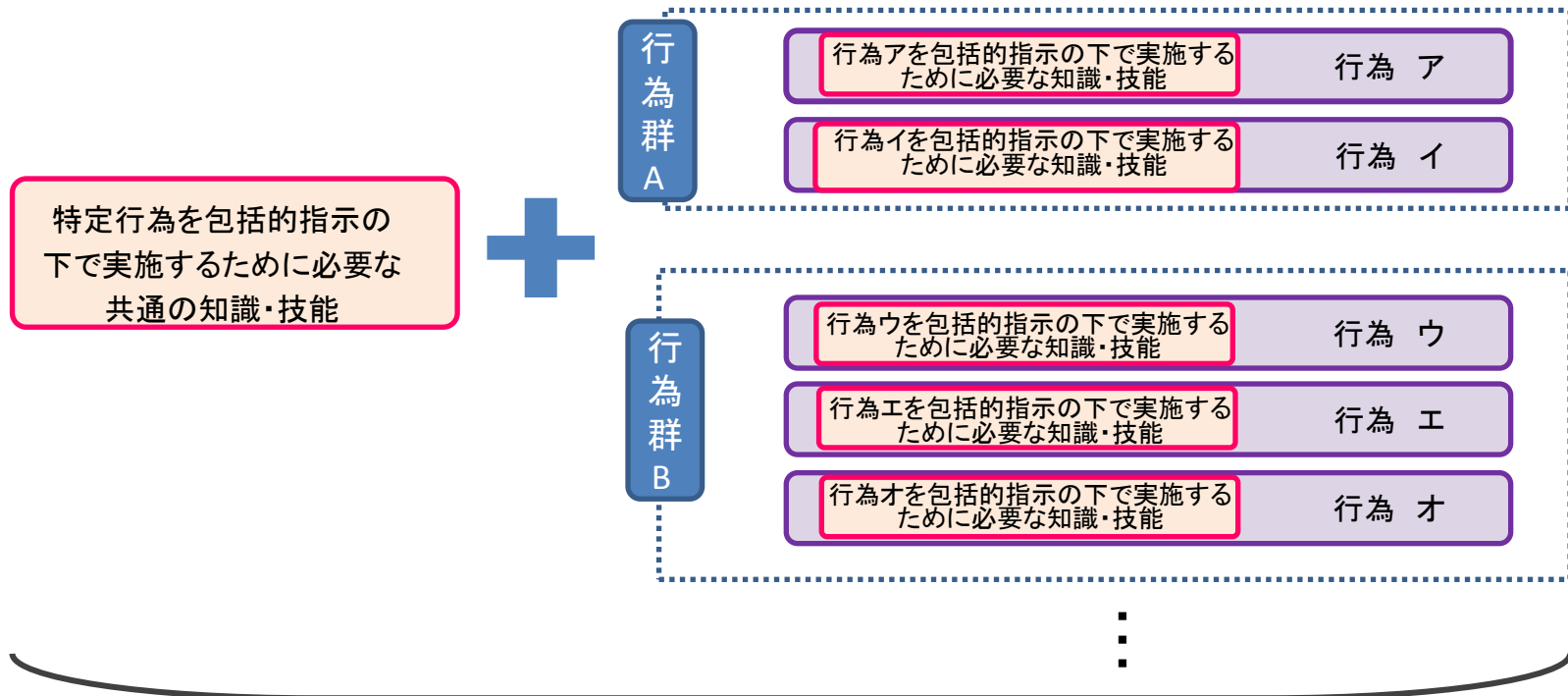
参考

<指定研修の基本理念(案)の検討経過における主なご意見>

- 指定研修の基本理念を提示することにより、各研修機関が研修内容等を検討する際などに原理原則に立ち戻る礎とすることができる。
- 看護師が特定行為を行うことの意義を示す内容がよい。
- 指定研修を受講し、臨床で実践することで、看護のケアの質が発展することが示されるような内容がよい。
- 専門職として自己を振り返りながら学び続ける能力を身につけないと意味がない。
- 特定行為の実践を通して、他職種と連携し、医療チームの中で役割を担う、といった表現を入れる。
- 安全・安楽に特定行為が行われるよう目指すべき、ということ盛り込むべきではないか。
- 特定行為の定義を併記する。

特定行為の範囲に応じた行為群と指定研修における教育内容について(イメージ)

- 指定研修機関においては、特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能を教授するとともに、特定行為を教授することとしてはどうか。



各指定研修機関において研修を実施

- ※ その他特定行為ではないが各指定研修機関において専門的な教育が必要と考える内容等について、各指定研修機関の自由裁量により追加することは差し支えない。

指定研修(共通部分)の到達目標等(案)

共通部分における指定研修受講者の到達目標

到達目標:

- ・臨床的に重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける(疾病・臨床病態概論、臨床推論、フィジカルアセスメント、病態生理)
- ・臨床的に重要な病態や疾患、診断を予測し、必要な治療の理解とケアを導くための基本的な臨床推論能力と問題解決能力を身につける(疾病・臨床病態概論、臨床推論、臨床薬理学)
- ・自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける(特定行為実践論)
- ・複雑かつ困難な臨床状況において卓越した看護を実践する基盤を築く(特定行為実践論)
- ・問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける(医療安全学、特定行為実践論)
- ・臨床状況に応じて患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける(臨床推論、フィジカルアセスメント、臨床薬理学、特定行為実践論、医療安全学)

教育内容	学ぶべき事項
病態生理 注1	・臨床解剖学、臨床病理学、臨床生理学を含む内容とする
臨床推論 注2	・臨床検査診断学、症候学、臨床疫学を含む内容とする
フィジカルアセスメント	・病態生理学、身体診察・診断学(演習含む)を含む内容とする
臨床薬理学	・薬剤学、薬理学を含む内容とする
疾病・臨床病態概論	・主要疾患(5大疾病)の臨床診断・治療を含む内容とする ・年齢や状況に応じた臨床診断・治療(小児、高齢者、救急医学等)を含む内容とする
医療安全学	・医療倫理、医療管理、医療安全、ケアの質保証(Quality Care Assurance)を含む内容とする
特定行為実践	・多職種協働実践(Inter Professional Work= IPW)(他職種との事例検討などの演習を含む)を含む内容とする ・特定行為実践のための関連法規を含む内容とする ・根拠に基づいてプロトコールを作成し、実践後、プロトコールを評価し、見直すプロセスについて学ぶ内容とする
	・臨床推論(アセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程等)を含む内容とする 注2
	注1: 「病態生理」は基礎教育を充実させることが前提であり、必須の教育科目とする必要はないとの意見あり 注2: 「臨床推論」は、「特定行為実践」の科目の、学ぶべき事項として学習することが適当ではないかとの意見あり

参考

<指定研修(共通部分)の到達目標等の検討経過における主なご意見>

【到達目標】

- 到達目標は、修了時点で即戦力となるような高い完成度を求めるものでなくてよい。
- 到達目標と教育内容を二段階で作成し、対応させていく手法が教育分野では一般的になってきている。

【教育内容・学ぶべき事項】

- フィジカルアセスメント、臨床薬理学、疾病・臨床病態概論の3P科目については、相互に関連づけて学ぶことが必要。
- 臨床推論の能力を身につけるためには、臨床で実施される検査について一定程度の学習が必要。
- 「臨床推論」については、医学での使い方と看護での使い方が異なるため、留意が必要。
- 基礎疾患や年齢により同一行為でも実施後の反応が大きく異なるため、主要疾患(5大疾患)についての十分な理解や、年齢や状況に応じた学習が必要である。
- 看護師が特定行為を学ぶ意義について教育する内容があるとよい。
- 医療安全を学習することはとても重要。